

第4節 貨物の搬出関係手続

システム参加保税地域等に蔵置中の貨物であって、貨物情報がシステムに登録されている貨物を当該保税地域等から搬出するときは、当該保税地域の倉主等（他所蔵置場所にあつては、他所蔵置の許可を受けた者）は、この節の定めるところにより搬出の旨をシステムに登録（以下この章において「搬出確認登録」という。）する。

なお、貨物をバンニングし搬出する場合は、この章第5節（バンニング関係手続）による。

1 搬出確認登録

(1) 搬出確認登録の対象範囲

搬出確認登録が必要な貨物は、システム参加保税地域等から搬出される貨物情報がシステムに登録されている貨物及びコンテナ情報がシステムに登録されているコンテナとする。

ただし、次に掲げる場合は、搬出確認登録を行う必要はない。

イ 輸入許可済貨物を搬出する場合。

ロ 輸入許可前引取承認済貨物を搬出する場合。

ハ 輸出許可済貨物、積戻し許可済貨物又は展示等積戻し許可済貨物（以下この節において「輸出許可済貨物等」という。）であって、臨海地区の保税地域から保税運送を伴わず直接船舶に船積みされる場合（第1章第6節1（船積情報登録）により処理する。）。

ニ 見本持出許可された貨物を搬出する場合（この章第9節5（見本持出確認登録）により処理する。）。

ホ 公務員が見本採取票等に基づき採取した見本等を搬出する場合。

ヘ 税関検査のため検査指定票等に基づき検査指定を受けた貨物を搬出する場合（輸入申告中におけるコンテナ貨物の搬出を除く。）。

(2) 搬出確認登録の業務

下表に従い同表右欄の業務により処理する。

① 保税運送貨物を搬出する場合。	「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：BOA）（後記3（搬出確認登録（保税運送貨物））参照）
② 輸出許可済貨物等を搬出する場合。	「搬出確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：BOC）（後記4（搬出確認登録（輸出許可済））参照）
③ 貨物を国内に引き取るために搬出する場合。	「搬出確認登録（貨物引取り）」業務（業務コード：BOB）（後記5（搬出確認登録（貨物引取り））参照）
④ 貨物をバンニングし搬出する場合。	「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務（業務コード：VAN）等（この章第5節（バンニング関係手続）参照）
⑤ コンテナを搬出する場合（貨物を内蔵しているか否かを問わない。）。	「CY搬出確認登録」業務（業務コード：CYO）（後記6（CY搬出確認登録）参照）

⑥ 海上貨物から航空貨物に切り替えた貨物を搬出する場合。	「貨物情報切替確認登録」業務（業務コード：C HH）（後記 7（貨物情報切替確認登録）参照）
------------------------------	--

(3) 搬出年月日の入力について

搬出確認登録の際に入力された搬出年月日が業務実施日から 7 日以上 の過去日又は未来日である場合は、注意喚起メッセージが出力されることから、入力内容が正しいか再度確認を行うこと。

搬出年月日の入力に誤りがあった場合には、この節の定めるところにより、搬出確認登録業務にて搬出した旨の登録を取り消した上で、改めて正しい搬出年月日により搬出確認登録業務を行う。

2 搬出手続の概要

(1) 保税運送貨物を搬出する場合

倉主等は、保税運送承認等により運送される貨物（バラ貨物に限る。）を搬出する場合は、「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B O A）を利用して搬出確認登録を行う。

なお、保税運送承認を要しない地域に向け運送する場合（法令上同一の指定保税地域内での貨物の移動等、保税運送承認を要しない範囲での運送の場合）については、搬出確認登録を実施する前にこの章第 6 節 4（保税運送承認等確認登録）により、保税運送承認を要しない地域に向け運送する旨をシステムに登録する必要がある。

(2) 輸出許可済貨物及び積戻し許可済貨物を搬出する場合

倉主等は、コンテナ詰めされていない輸出許可済貨物等を搬出する場合は、「搬出確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：B O C）を利用して搬出確認登録を行う。

同業務による搬出確認登録が行われた単位に、システムから「搬出番号」が払い出される。次に当該貨物を搬入する保税地域等では「輸出管理番号」ごとに搬入確認登録を行うことのほか、この「搬出番号」をもって複数の貨物の搬入確認登録をまとめて行うことができる（この章第 3 節 2 (2) ロ（貨物情報がシステムに登録されている許可済貨物を搬入する場合）参照）。

(3) 貨物を国内に引き取るために搬出する場合

倉主等は、輸出しようとする貨物を内貨のまま国内に引き取る場合又は滅却承認貨物若しくは収容貨物等を搬出する場合は「搬出確認登録（貨物引取り）」業務（業務コード：B O B）を利用して搬出確認登録を行う。

(4) 貨物をバンニングし搬出する場合

海貨業等は、バンニングプランに基づき、この章第 5 節（バンニング関係手続）により「バンニング情報予定登録（コンテナ単位）」業務（業務コード：V A P）又は「バンニング情報予定登録（輸出管理番号単位）」業務（業務コード：V P E）を利用して貨物のバンニング指示（バンニング予定情報）をシステムに登録を行う。

なお、システムに登録されたバンニング予定情報は、「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務（業務コード：V A N）等で利用することができる。

倉主等は、貨物をバンニングし搬出する場合は、この章第 5 節（バンニング関係手続）により

「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務（業務コード：VAN）又は「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）」業務（業務コード：VAE）を利用してバンニングした旨を登録する。この登録により搬出確認登録を兼ねることとなる。

(5) コンテナを搬出する場合

倉主等は、コンテナ（貨物を内蔵しているか否かを問わない。）を搬出する場合は、「CY搬出確認登録」業務（業務コード：CYO）を利用して搬出確認登録を行う。

なお、保税運送承認を要しない地域に向け運送する場合（法令上同一の指定保税地域内での貨物の移動等、保税運送承認を要しない範囲での運送の場合）については、「CY搬出確認登録」業務（業務コード：CYO）を実施する際に併せて、保税運送承認を要しない地域に向け運送する旨の登録を行うか、若しくは、搬出確認登録を実施する前にこの章第6節4（保税運送承認等確認登録）によりシステムに登録する必要がある。

また、輸入申告中（BP承認申請中を含む。）、蔵入・移入・総保入承認申請中又は展示等申告中に、税関検査によりコンテナ貨物を搬出する場合も本業務により搬出確認登録を行う。

3 搬出確認登録（保税運送貨物）

(1) 業務対象

「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：BOA）は、貨物情報がシステムに登録されている貨物について、保税運送承認等による運送のために貨物（バラ貨物に限る。）を搬出する場合の搬出確認登録で、次に掲げる貨物を対象とする。

なお、搬出の旨を取り消す場合も本業務で行う。

イ 保税運送承認により運送される貨物

ロ 包括保税運送承認に係る個別運送により運送される貨物

ハ 蔵入・移入・総保入承認併せ運送承認及び展示等承認併せ運送承認により運送される貨物

ニ 保税運送承認を要しない地域へ運送される貨物

(2) 登録の方法

「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：BOA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
搬出確認	9
搬出取消し	1

[2] 搬出年月日（「搬出日時」欄左）

搬出年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

[3] 搬出時刻（「搬出日時」欄右）

搬出時刻を24時間制（4桁）で入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

[4] 発送地コード（「発送地」欄）

発送場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

※ [5] の項目は、最大 20 欄まで繰り返し入力することができる。

[5] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

B/L 番号又は輸出管理番号を必須入力する。

4 搬出確認登録（輸出許可済）

(1) 業務対象

「搬出確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：BOC）は、コンテナ詰めされていない輸出許可済貨物等の搬出確認を対象とする。

なお、搬出の旨を取り消す場合も本業務で行う。

(2) 登録の方法

「搬出確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：BOC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、取消しの場合は「処理区分*」欄、「搬出番号」欄及び「輸出管理番号」欄（個別に取り消す場合）を入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
搬出確認	9
搬出取消し（一括）	1
搬出取消し（個別）	3

[2] 搬出番号（「搬出番号」欄）

「処理区分*」欄が「1」（搬出取消し（一括））又は「3」（搬出取消し（個別））の場合は、搬出番号を必須入力する。

[3] 搬出年月日（「搬出日時」欄左）

搬出年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[4] 搬出時刻（「搬出日時」欄右）

搬出時刻を 24 時間制（4桁）で入力する。

[5] 発送地コード（「発送地」欄）

発送場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[6] 搬入先コード（「搬入先」欄）

搬入先の保税地域コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

直接本船に船積みする場合は、積載予定船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[7] 船会社コード（「船会社」欄）

ブッキング船会社の船会社コード（「業務コード集」参照）を入力する。

直接本船に船積みする場合は、必須入力する。

[8] 通知先コード（「通知先」欄）

搬出確認登録通知情報の出力先としてシステムに登録する場合は、通知先の利用者コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[9] 運送会社等（「運送会社等」欄）

運送会社名やトラック番号等を入力する。

※ 以下 [10] から [13] までの項目は、最大 20 欄まで繰り返し入力することができる。

[10] 輸出管理番号（「輸出管理番号」欄）

「処理区分＊」欄が「9」（搬出確認）又は「3」（搬出取消し（個別））の場合は、取り消す輸出管理番号を必須入力する。

[11] 発送個数（「発送個数」欄）

「処理区分＊」欄が「9」（搬出確認）の場合は、発送個数を必須入力する。

[12] 発送重量（「発送重量」欄）

「処理区分＊」欄が「9」（搬出確認）の場合は、発送重量を必須入力する。
なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[13] 発送容積（「発送容積」欄）

「処理区分＊」欄が「9」（搬出確認）の場合は、発送容積を入力する。
なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により輸出許可済貨物の搬出確認登録を行った場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
搬出確認登録 通知情報	S A T O 1 1 0	搬出確認の場合。	入力者
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出確認である場合。 ② 搬入先がシステム参加保税地域である場合。	搬入先の保税地域
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出確認である場合。 ② 直接本船に船積みする場合。 ③ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに参加している場合。	運航船会社
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出確認である場合。 ② 直接本船に船積みする場合。 ③ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに参加していない場合。	積載予定船舶の運航船会社と積出港における貨物業務の受委託関係のある全ての船舶代理店

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出確認である場合。 ② 通知先がシステムに登録されている場合。	システムに登録されている通知先
搬出取消通知情報	S A T O 1 2 0	搬出取消しの場合。	入力者
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出取消しである場合。 ② 搬入先がシステム参加保税地域である場合。	搬入先の保税地域
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出取消しである場合。 ② 直接本船に船積みする場合。 ③ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに参加している場合。	運航船会社
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出取消しである場合。 ② 直接本船に船積みする場合。 ③ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに参加していない場合。	積載予定船舶の運航船会社と積出港における貨物業務の受委託関係のある全ての船舶代理店
		次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出取消しである場合。 ② 通知先がシステムに登録されている場合。	システムに登録されている通知先
他所蔵置搬出通知情報	S A S O O 4 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出確認である場合。 ② 入力した発送地が他所蔵置である場合。	他所蔵置場所の管轄税関 (保税担当部門)
他所蔵置搬出取消通知情報	S A S O O 5 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 搬出取消しである場合。 ② システムに登録されている発送地が他所蔵置である場合。	他所蔵置場所の管轄税関 (保税担当部門)

5 搬出確認登録（貨物引取り）

(1) 業務対象

「搬出確認登録（貨物引取り）」業務（業務コード：BOB）は、貨物情報がシステムに登録されている次に掲げる貨物の搬出確認を対象とする。

なお、搬出の旨を取り消す場合も本業務で行う。

- イ 輸出しようとする貨物を輸出許可を受けずに内貨引取りする場合。
- ロ 輸出等許可後の貨物情報を手作業移行した貨物。
- ハ 滅却承認貨物又は収容される貨物。
- ニ 税関の判断により搬出を認めた貨物（「許可・承認等情報登録（保税）」業務（業務コード：P S H）により「その他の搬出承認」がシステムに登録された貨物。）。
- ホ 外国貨物船（機）用品積込承認した貨物（「許可・承認等情報登録（監視）」業務（業務コード：P A K O 3）により「外国貨物船（機）用品積込承認」がシステムに登録された貨物。）。

(2) 登録の方法

「搬出確認登録（貨物引取り）」業務（業務コード：B O B）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
搬出確認	9
搬出取消し	1

[2] 搬出年月日（「搬出日時」欄左）

搬出年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

[3] 搬出時刻（「搬出日時」欄右）

搬出時刻を24時間制（4桁）で入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

[4] 搬出元コード（「搬出元」欄）

搬出場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[5] 貨物管理番号（「貨物管理番号＊」欄）

B／L番号又は輸出管理番号を必須入力する。

6 C Y搬出確認登録

(1) 業務対象

「C Y搬出確認登録」業務（業務コード：C Y O）は、コンテナ（貨物を内蔵しているか否かを問わない。）を搬出する場合の搬出確認を対象とし、搬出の旨を取り消す場合も本業務で行う。

なお、輸入許可済貨物を搬出する場合の搬出確認は選択制とし、あらかじめ不要の旨をシステムに登録した場合は、輸入許可と同時に搬出されたものとして処理を行う。

また、搬出確認が不要の旨をシステムに登録したC Yから、外国貨物船（機）用品積込承認した貨物（コンテナの場合を含む）を搬出する場合には、本業務ではなく前記5（搬出確認登録（貨物引取り））により行うこととなるので留意すること。

(2) 登録の方法

「C Y搬出確認登録」業務（業務コード：C Y O）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
搬出確認	9
搬出取消し	1

〔2〕 搬出年月日（「搬出日時」欄左）

搬出年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

〔3〕 搬出時刻（「搬出日時」欄右）

搬出時刻を24時間制（4桁）で入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

〔4〕 搬入先コード（「搬入先」欄）

搬入先の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）、「搬出区分」欄に「K」（検査による搬出をする場合）、保税運送承認済貨物又は輸入許可済貨物の場合は、入力不可。

〔5〕 コンテナ番号（「コンテナ番号＊」欄）

コンテナ番号を必須入力する。

〔6〕 搬出区分（「搬出区分」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

「処理区分＊」欄が「1」（搬出取消し）の場合は、入力不可。

区 分	コード
同一保税地域内運送	E
検査により搬出	K
前記以外	（入力しない。）

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）によりCY搬出確認が登録された場合は、次の情報が搬入先の保税地域に配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
コンテナ通知情報	S A T O 2 4 1	輸出許可又は積戻し許可貨物及び不積返送貨物をシステム参加保税地域へ搬出した場合。
コンテナ通知取消情報	S A T O 2 6 0	コンテナ通知情報を出力したシステム参加保税地域向け搬出の取消しの場合。

7 貨物情報切替確認登録

(1) 業務対象

「貨物情報切替確認登録」業務（業務コード：CHH）は、海上貨物から航空貨物に切り替えられた情報の搬出確認を対象とする。

(2) 登録の方法

イ 呼出しによる方法

「貨物情報切替確認登録呼出し」業務（業務コード：CHH11）を利用して、次の事項を入力して送信することにより、貨物情報の内容が「貨物情報切替確認登録呼出情報」（出力情報コード：SAT2110）として、応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、後期ロ（呼出しによらない方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き送信する。

[1] 貨物管理番号（「貨物管理番号＊」欄）

B／L番号又は輸出管理番号を必須入力する。

ロ 呼出しによらない方法

「貨物情報切替確認登録」業務（業務コード：CHH）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 搬出先保税蔵置場（「搬出先保税蔵置場」欄）

搬出先保税蔵置場の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

輸出貨物又は積戻し貨物の場合は必須入力する。

仮陸揚貨物で入力がない場合は、保税運送承認された運送先蔵置場をシステムで補完する。

[2] 貨物管理番号（「貨物管理番号＊」欄）

B／L番号又は輸出管理番号を必須入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により貨物情報切替確認登録が実施された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
LDR情報	AAT0321	なし	登録者
		入力された搬出先が航空会社でLDRを出力する旨がシステムに登録されている場合。	航空会社